

事業事前評価表

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第二課

1. 案件名（国名）

国名：ラオス人民民主共和国

件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ラオス人民民主共和国（以下「同国」という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関及び・関連省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

1) 行政能力の向上及び制度構築

同国政府は、「第 8 次国家社会経済開発計画 (NSEDP)」(2016~2020 年)において経済成長率 7.5% (年平均)という達成目標を定めている。当目標を達成するにあたっての分野横断的な問題として、各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が挙げられており、その解決のための支援として当事業が位置付けられる。

2) 持続的な経済成長のための基盤整備

1986 年に導入された「ラポップ・マイ (新経済メカニズム)」のもとで国営企業の独立採算制の導入や民営化、国内経済・貿易自由化政策等の経済構造改革を推進し、計画経済から市場経済への移行が徐々に進展してきており、持続可能な経済成長を実現するための経済・社会インフラ整備が求められている。しかしながら、民間セクター開発にかかる政策策定・立案を担う人材は不足しているため、その育成は中長期的に取り組む課題である。本事業はその課題への対応として位置付けられる。

3) 持続可能な農業・農村開発と自然環境保全

人口の 7 割が従事する農業セクターはラオス人民民主共和国の主要産業であり、同国政府は 2015 年の「農業開発戦略 2025 (Agriculture Development Strategy to 2025 and Vision to the Year 2030)」において、食料安全保障、商品作物生産、持続的な生産体系を課題として掲げている。しかしながら、農業政策・自然環境保全にかかる政策策定・立案を担う人材は不足しているため、その育成は中長期的に取り組む課題である。本事業はその課題への対応として位置付けられる。

4) 教育政策の改善

同国政府は第 8 次 NSEDP において、2020 年までに後発開発途上国 (LDC) からの脱却を目標としており、基礎教育の普及・改善を貧困の根本的解決に向けた優先事項としている。そのために、教育省職員の計画策定能力・実施能力を向上させることが求められており、本事業はその手段として位置付けられる。

5) 保健政策の改善

同国政府は、中期的な政策改革としてヘルスセクターリフォーム (2011~2025 年) を推

進しており、この中で 2025 年までのユニバーサルヘルスカバレッジの達成を目指している。そのために、保健政策にかかる政策策定・立案を担う人材の育成が求められており、本事業はその手段として位置づけられる。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

「対ラオス人民民主共和国国別開発協力方針」(2012 年 4 月)では、「経済・社会インフラ整備」、「農業の発展と森林の保全」、「教育環境の整備と人材育成」、「保健医療サービスの改善」の四つの重点分野を掲げている。また、対ラオス人民民主共和国 JICA 国別分析ペーパー(2015 年 3 月)においても同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業では、本方針に基づき以下五つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。

- 1) 行政能力向上及び制度構築：開発課題として「行政強化・法制度整備」「財政強化」が含まれる。
 - 2) 持続的な経済成長のための基盤整備：開発課題として、「社会経済開発のためのインフラ整備」、「投資・輸出促進に係る経済政策」が含まれる。
 - 3) 持続可能な農業・農村開発と自然環境保全：開発課題として「農業・農村地域開発」、「自然環境保全」が含まれる。
 - 4) 教育政策の改善：開発課題として「教育政策」が含まれる。
 - 5) 保健政策の改善：開発課題として「保健政策」が含まれる。
- (4) 他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、ベトナム、オーストラリア等の奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

当該国の政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位(修士・博士)を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当該国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、若手行政官等を対象に各期に最大 22 名(修士課程 20 名、博士課程 2 名)の留学生が、本邦大学院において、同国における優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 3.21 億円(概算協力額(日本側): 3.21 億円、ラオス側: 0 円)

(5) 事業実施スケジュール(協力期間)

2017 年 7 月~2021 年 3 月を予定(計 45 カ月)

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育・スポーツ省、計画投資省、外務省、組織人事中央委員会、首相府 行政管理・公共サービス庁、在ラオス日本国大使館、JICA ラオス事務所

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：該当なし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

該当なし。

(9) その他特記事項

該当なし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。

② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。

③ 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の JDS 事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、2008 年度以降新方式による JDS 事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることが可能とするべく、協力準備調査（今次調査に該当）を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

今回に関しても、4 期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画としている。そのために、協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、同国における共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2017 年)	目標値 (2022 年)
留学する学生数 (人) : 修士	0	20
留学する学生数 (人) : 博士	0	2
留学生の学位取得率 (%) ⁱ	0	95

2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以 上

ⁱ 学位取得率については、4期分の計画（3. (3) 事業概要参照）全体における目標値とする。また、4. (2) に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。